

2 監査公表第6号

地方自治法第199条第2項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年5月28日

福岡市監査委員	平	畑	雅	博
同	松	野		隆
同	谷	山		昭
同	篠	原		俊

行政監査の結果に関する報告及び意見の提出について

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出するとともに、同条第10項の規定により意見を提出する。

令和元年度行政監査の結果について

目 次

【監査結果報告】

第1 監査の概要

- 1 監査のテーマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 監査の目的
- 3 監査の対象
- 4 監査の期間
- 5 監査の主な着眼点
- 6 監査の方法
 - (1) 調査票による事前調査
 - (2) 実地調査
- 7 関係法令等

第2 備蓄の概要

- 1 災害に備える備蓄のあり方等について・・・・・・・・ P 4
- 2 公的備蓄について

第3 監査の結果

- 1 公的備蓄の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
 - (1) 配置数量について
 - (2) 計画数量について
 - (3) 地域防災計画における公的備蓄の品目及び計画数量等について
 - (4) 女性や乳幼児、高齢者、障がい者などに配慮した備蓄について
 - (5) 帰宅困難者への対応について
 - (6) 災害対応従事者の食料等の備蓄について
 - (7) 地域防災計画の公的備蓄以外で各局区等が独自に保管している備蓄品について
- 2 備蓄品の在庫管理の状況・・・・・・・・ P 14
 - (1) 調査票調査の結果
 - (2) 実地調査の結果
 - ア 在庫管理について
 - イ 消費期限・使用期限の管理について
 - ウ 有効活用について
- 3 備蓄場所の管理状況・・・・・・・・ P 18
 - (1) 表示及び施錠について
 - (2) 倉庫内の整理整頓について

(3) 停電時の対応について	
(4) 備蓄場所の選定について	
4 備蓄品等の調達状況	P 22
5 備蓄品の供給体制の現状	P 24
(1) 災害時応援協定について	
(2) 物資調達・輸送チームについて	
(3) 区災害対策本部について	
ア 物資の調達・供給の体制について	
イ 自主防災組織との連携について	
(4) 過去の災害時の実績について	
ア 公的備蓄の供給実績	
イ 公的備蓄以外の弁当等の供給について	
ウ 公民館での公的備蓄等の供給について	
6 市民・企業等への災害備蓄の必要性等の周知状況	P 28
監査委員の意見	P 29

別添 資料編

【監査結果報告】

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

地域防災計画における備蓄品の管理状況及び物資の調達・供給の仕組みについて

2 監査の目的

本市では平成28年4月の熊本地震の教訓を踏まえ、平成30年6月に福岡市地域防災計画の見直しを行ったところであるが、その後も平成30年7月豪雨などの災害が発生しており、災害への備えはますます重要になっている。

そこで、災害発生直後速やかに被災者へ供給する必要性が高いもののうち、主に食料、生活必需品について、備蓄品が必要数量配置され、適切に管理されているか、また、協定等に基づき調達される物資が有効に供給される仕組みとなっているか等を地域防災計画に基づき検証することで、本市の災害対応力の向上に資することを目的として行政監査を実施するもの。

3 監査の対象

災害に対応するための備蓄品及び災害時の協定等に基づく物資の調達・管理・供給(主に食料・生活必需品)に関する所属

※給水車等による応急給水は除く

4 監査の期間

令和元年5月から同2年3月まで

5 監査の主な着眼点

- (1) 備蓄品の品目や数量は計画に基づき適切に配置されているか。
- (2) 備蓄品の在庫管理は適切に行われているか。
- (3) 備蓄場所の管理は適切に行われているか。
- (4) 備蓄品及び協定等に基づく調達物資が有効に供給される仕組みとなっているか。

6 監査の方法

(1) 調査票による事前調査

ア 調査目的

災害に対応するための備蓄品の管理状況及び物資の調達・供給の仕組みについて確認するため、文書による全局区等への調査を行った。

イ 調査対象

災害に対応するための備蓄品及び災害時の協定等に基づく物資の調達・管理・供給(主に食料・生活必需品)に関する所属(給水車等による応急給水は除く。)

ウ 調査内容

令和元年6月1日現在における備蓄品の管理状況及び物資の調達・供給の仕組みについて調査を行った。

エ 調査期間

令和元年6月21日から同年7月19日まで

(2) 実地調査

ア 調査目的

備蓄品の管理状況及び物資の調達・供給の仕組み等の実態を把握するために実地調査を行った。

イ 調査対象

調査票調査の結果を踏まえ、次の視点及び備蓄品目や備蓄場所の所在地等のバランスを考慮して抽出した49か所の備蓄場所及び災害対策本部設置時の物資調達・輸送チームの主管局（こども未来局）、東区・博多区・南区・城南区・早良区の各総務課、中央区地域支援課及び西区防災・安全安心室（区災害対策本部）及び市民局（防災・危機管理課※）

※令和元年度の組織名称で記載しており、以下、報告書内は同様とする。

- (ア) 配置計画数量に在庫が不足していると考えられる施設
- (イ) 在庫管理や点検を行っていないなど管理上のリスクが高いと考えられる施設
- (ウ) 過去に備蓄品の使用実績がある施設
- (エ) 浸水、高潮及び土砂災害等の際に避難所とならないなど備蓄場所自体が被害に遭うリスクが高いと考えられる施設
- (オ) 参考となる事例があると考えられる施設

ウ 調査内容

監査の着眼点を踏まえ、下記の視点等により備蓄品と備蓄場所の確認及び担当職員へのヒアリングを行った。

- (ア) 備蓄品の在庫管理は適正に行われ、数量の不足や使用・消費期限切れはないか
- (イ) 備蓄場所は整理整頓され、取り出し易いか
- (ウ) 備蓄品の調達、供給時の各部署の連携は確立しているか
- (エ) 過去の災害時の物資の調達及び供給の課題はなにか

エ 調査期間

令和元年9月2日から同年12月25日まで

オ 実地調査一覧

次頁のとおり

7 関係法令等

- ・災害対策基本法
- ・災害救助法
- ・福岡市防災会議条例
- ・福岡市地域防災計画 令和元年6月
- ・福岡市業務継続計画【震災対策編】平成28年4月
- ・大規模地震・津波災害応急対策対処方針（令和元年5月27日中央防災会議幹事会決定）
- ・大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月内閣府（防災担当））
- ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（平成25年5月内閣府男女共同参画局）

- ・避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年4月 内閣府（防災担当））
- ・福岡県備蓄基本計画（平成26年3月）

実地調査一覧

No.	備蓄場所	No.	備蓄場所
1	埋蔵文化財センター月隈収蔵庫	26	壱岐南公民館
2	呉服町ビジネスセンター地下1階	27	金武公民館
3	福岡市役所2階	28	福重公民館
4	東区役所	29	城浜小学校
5	博多区役所	30	多々良小学校
6	中央区役所	31	若宮小学校
7	南区役所	32	板付小学校
8	城南区役所	33	三筑小学校
9	早良区役所	34	舞鶴小・中学校
10	西区役所	35	南当仁小学校
11	城浜公民館	36	日佐小学校
12	多々良公民館	37	鶴田小学校
13	若宮公民館	38	西高宮小学校
14	板付公民館	39	有住小学校
15	三筑公民館	40	入部小学校
16	平尾公民館	41	野芥小学校
17	舞鶴公民館	42	室見小学校
18	南当仁公民館	43	壱岐南小学校
19	日佐公民館	44	金武小学校
20	鶴田公民館	45	福重小学校
21	西高宮公民館	46	香椎保育所
22	有住公民館	47	千代保育所
23	入部公民館	48	那珂保育所
24	野芥公民館	49	姪浜保育所
25	室見公民館		

第2 備蓄の概要

1 災害に備える備蓄のあり方等について

福岡市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）では、生活支援対策として災害に備え、災害時に必要となる食料、生活必需品、資機材に関して、市民や企業等に対して必要な備えを呼びかけている。また、公的備蓄は、発災から3日間の対応に備え、必要最低限の物資を備えるとともに、これを補完するものとして、国等からの救援物資や企業等との災害時応援協定に基づく流通備蓄の活用を図るとしている。

なお、国は平成28年熊本地震以降、大規模地震発生時には、被災都道府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するプッシュ型支援を導入しており、大規模地震・津波災害応急対策対処方針（令和元年5月27日中央防災会議幹事会決定）においては、大規模地震発生から3日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定し、国が行うプッシュ型支援は遅くとも大規模地震発生後3日目までに、必要となる物資が被災都道府県の広域物資輸送拠点に届くよう調整するとされている。

また、被災市町村の役割として、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資を、避難者に対し供給することや地域内輸送拠点から避難所までの輸送を行うこととされている。

2 公的備蓄について

地域防災計画に定める備蓄場所として埋蔵文化財センター月隈収蔵庫のほか、呉服町ビジネスセンター地下1階、福岡市民防災センター、各公民館・分館（150箇所）、人権のまちづくり館（2箇所）、校区防災倉庫（146箇所※）及び市立保育所（7箇所）に分散備蓄を行っている。また、その他に、市役所2階及び各区役所にも分散備蓄を行っている。

（※調査の基準年月日である令和元年6月1日現在の数）

備蓄品目と計画数量は次のとおりである。

（1）食料

品目	計画数量
保存用飲料水（500ml）	270,000 本
保存用食料（ご飯）	180,000 食
保存用食料（パン）	90,000 食
保存用食料（白粥）	35,000 食
ゼリータイプ栄養補助食品	30,000 食
粉ミルク	4,500 食
粉ミルク（アレルギー対応）	500 食

(2) 資機材

品目	計画数量	品目	計画数量
携帯トイレ (便袋)	334,300 袋	投光器	150 台
簡易トイレ (箱型トイレ)	52 個	投光器用三脚	150 台
使い捨て哺乳瓶	5,000 本	マルチルーム (着替え等用)	300 張
歯ブラシ	25,000 個	段ボール間仕切り (W2m×D2m×H1m)	1,500 台
紙おむつ (乳幼児)	15,000 枚	カセットコンロ	300 台
生理用品	40,000 枚	カセットガス	2,250 本
アルミブランケット	25,000 枚	ブルーシート (3.6m×5.4m)	619 枚
ランタン (手動)	300 個	トラロープ (50m)	619 巻
発電機 (ガス式)	150 台	コンテナボックス	150 個
コードリール	300 個	懐中電灯	150 個

【参考】 計画数量を分散備蓄する際の目安

公民館・分館, 人権のまちづくり館 (一館当たり) 及び福岡市民防災センター

品目	数量
水 (500ml)	240 食
白粥	50 食
味付きご飯	96 食
パン	240 食
携帯トイレ (便袋)	100 袋
ターポリン担架	1 個

校区防災倉庫 (一箇所当たり)

品目	数量	品目	数量
ブルーシート	3 枚	マルチルーム (着替え等用)	2 張
トラロープ (50m)	3 巻	段ボール間仕切り	10 台
軍手	6 双	カセットコンロ	2 台
ランタン (手動)	2 個	カセットガス	15 本
発電機 (ガス式)	1 個	懐中電灯	1 個
コードリール	2 個	コンテナボックス	1 個
投光器 (三脚あり)	1 台		

保育所ごとの数量

品目 \ 所名	香椎	馬出	那珂	千代	田隈	南庄	姪浜
粉ミルク	990 食	495 食	810 食	855 食	450 食	450 食	450 食
粉ミルク (アレルギー対応)	110 食	55 食	90 食	95 食	50 食	50 食	50 食
使い捨て哺乳瓶	1,100 本	550 本	900 本	950 本	500 本	500 本	500 本

区役所 (1区当たり)

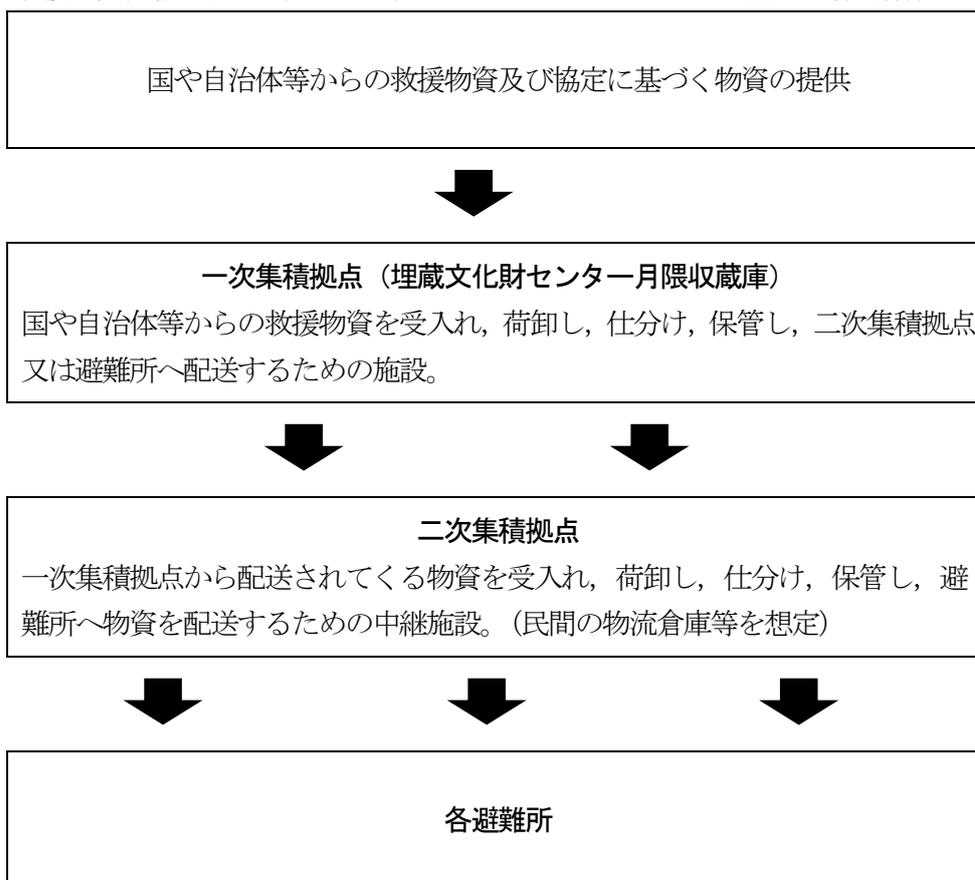
品目	数量
携帯トイレ (便袋)	1,000 袋
ターポリン担架	4 個

3 救援物資の受け入れ・供給の流れ

地域防災計画では、物流業者や自衛隊等と連携し、救援物資の受入れ、仕分け、在庫管理、避難所への配送を行うとしている。

救援物資供給の流れ (イメージ)

監査事務局作成



第3 監査の結果

今回の行政監査において、公的備蓄については、地域防災計画に基づいた品目及び数量がおおむね配置されていることが確認できた。しかしながら、地域防災計画上の必要数量に対して、不足している品目や備蓄数量の積算根拠が明確でないものが見受けられ、また、備蓄品の在庫管理、備蓄場所の管理、流通備蓄の調達・供給及び本市災害対策本部内の連携等に関して、一部に改善を要する事例が見受けられた。

1 公的備蓄の状況

地域防災計画では、公的備蓄は、発災から3日間の対応に備え、必要最低限の物資を備えるとしており、備蓄品目としては、水、パン、レトルト米の基礎的食料に加え、高齢者、乳幼児及び食物アレルギーを有する避難者に対応した白粥、粉ミルクなどの食料、携帯トイレ、簡易トイレ、毛布、生理用品、紙おむつ、哺乳瓶、口腔衛生用品などの生活必需品及び発電機、投光器、カセットコンロ、懐中電灯、ブルーシートなどの資機材としており、具体的な配置数量は次のとおりである。

公的備蓄の配置数量一覧（調査票調査の回答数 令和元年6月1日現在）

ア 食料

品目	計画数量	配置数量											
		計	対計画数量 (%)	備蓄場所ごとの内訳									
				月隈 収蔵庫	呉服町 ビジネス センター地 下1階	福岡市 民防災 センター	公民館・ 分館 (150)	人権の まちづ くり館 (2)	校区防 災倉庫 (146)	市立保 育所 (7)	市役所 2階	区役 所 (7)	
保存用飲料水 (500ml)	270,000 本	321,728 本	119.2	284,856	264	144	35,144	360				312	648
保存用食料(ご飯)	180,000 食	214,928 食	119.4	194,048		144	19,694	268				174	600
保存用食料(パン)	90,000 食	91,233 食	101.4	55,070		144	35,177	384				218	240
保存用食料(白粥)	35,000 食	41,679 食	119.1	34,120		30	7,419	60				50	
ゼリータイプ 栄養補助食品	30,000 食	30,030 食	100.1	30,000									30
粉ミルク(小 缶含む)	4,500 食	4,954 食	110.1								4,855		99
粉ミルク(アレ ルギー対応)	500 食	505 食	101.0								475		30

イ 資機材（生活必需品を含む）

品目	計画数量	配置数量											
		計	対計画数量 (%)	備蓄場所ごとの内訳									
				月隈 収蔵庫	呉服町 ビジネス センター 地下1階	福岡市 民防災 センター	公民館・ 分館 (150)	人権の まちづ くり館 (2)	校区防 災倉庫 (146)	市立保 育所 (7)	市役所 2階	区役 所 (7)	
携帯トイレ(便袋)	334,300 袋	329,632 袋	98.6	310,000	1,000		12,912	20					5,700
簡易トイレ(箱型トイレ)	52 個	52 個	100.0	52									
使い捨て哺乳瓶	5,000 本	5,000 本	100.0							5,000			
歯ブラシ	25,000 個	25,000 個	100.0	25,000									
紙おむつ(乳幼児)	15,000 枚	15,100 枚	100.7	15,000			100						
生理用品	40,000 枚	40,000 枚	100.0	40,000									
アルミブランケット	25,000 枚	24,950 枚	99.8	24,850								100	
ランタン(手動)	300 個	292 個	100.0	8					292				
発電機(ガス式)	150 台	146 台	100.0	4					146				
コードリール	300 個	292 個	100.0	8					292				
投光器	150 台	146 台	100.0	4					146				
投光器用三脚	150 台	146 台	100.0	4					146				
マルチルーム(着替え等用)	300 帳	292 帳	100.0	8					292				
段ボール間仕切り	1,500 台	1,460 台	100.0	40					1,460				
カセットコンロ	300 台	293 台	100.0	7			1		292				
カセットガス	2,250 本	2,191 本	100.0	59			1		2,190				
ブルーシート	619 枚	607 枚	100.0	181					438				
トラロープ	619 巻	607 巻	100.0	181					438				
コンテナボックス	150 個	150 個	100.0	4					146				
懐中電灯	150 個	146 個	100.0	4					146				
軍手	— 双	1,776 双	—	900					876				
ターポリン担架	— 本	166 本	—				148						18

(1) 配置数量について（令和元年6月1日現在）

品目ごとに計画数量に対する配置数量の割合を見てみると、食料では、すべての品目で上回り、資機材では、携帯トイレ（便袋）が98.6%とアルミブランケットが99.8%の充足率で、若干不足しているが、その他は充足している。

(2) 計画数量について

福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査」(平成24年3月)では、警固断層南東部を震源とする地震が発生した場合の本市の想定避難者数を25,072人としている。

地域防災計画では、これを基に想定避難者数を約25,000人とし、他都市の算出方法を参考に算出した想定在宅避難者数5,000人と合わせて30,000人の食料を3日分備蓄するとしている。

各備蓄数量の具体的な積算基準は次のとおり。

ア 食料の積算基準 (市民局防災・危機管理課資料及び同課へのヒアリングから監査事務局作成)

品目	計画数量	積算基準
保存用飲料水(500ml)	270,000本	30,000人×3食×3日(一食500ml/人換算)
保存用食料(ご飯)	180,000食	30,000人×3食×3日
保存用食料(パン)	90,000食	
保存用食料(白粥)	35,000食	積算基準は示されなかった。
ゼリータイプ栄養補助食品	30,000食	30,000人×1食
粉ミルク	4,500食	330人(※2)×5食/日×3日
粉ミルク(アレルギー対応)	500食 ※3	※2 震災時の想定避難者約30,000人×人口における0歳児の割合 ※3 乳児におけるアレルギー想定は10%(厚生労働省)

イ 資機材(生活必需品含む)の積算基準 (市民局防災・危機管理課資料)

品目	計画数量	積算基準
携帯トイレ(便袋)	334,300袋	・30,000人×5回/日×3日=450,000回分
簡易トイレ(箱型トイレ)	52個	・334,300回分を携帯トイレで、140,000回分を簡易トイレで確保 ・箱型トイレ本体台数(52個)は体育館に多目的トイレがない小学校数
使い捨て哺乳瓶	5,000本	・粉ミルクと同様に算出
歯ブラシ	25,000個	・震災時の想定避難者約25,000人×1個
紙おむつ(乳幼児)	15,000枚	・500人(※4)×10枚/人・日×3日 ※4 震災時の想定避難者約25,000人×人口における0・1歳児の割合
生理用品	40,000枚	・7,050人(※5)×7日/30日×8枚/日×3日 ※5 震災時の想定避難者約25,000人×人口に対する10歳~54歳女性の割合
アルミブランケット	25,000枚	・震災時の想定避難者約25,000人×1枚
ランタン(手動)	300個	・防災倉庫を設置する校区・地区数150×2個
発電機(ガス式)	150台	・防災倉庫を設置する校区・地区数150×1台
コードリール	300個	・防災倉庫を設置する校区・地区数150×2個
投光器	150台	・防災倉庫を設置する校区・地区数150×1台
投光器用三脚	150台	・投光器と同数

品目	計画数量	積算基準
マルチルーム（着替え等用）	300張	・防災倉庫を設置する校区・地区数 150 × 2 張
段ボール間仕切り	1,500台	・防災倉庫を設置する校区・地区数 150 × 10 台
カセットコンロ	300台	・防災倉庫を設置する校区・地区数 150 × 2 台
カセットガス	2,250本	・防災倉庫を設置する校区・地区数 150 × 15 本
ブルーシート	619枚	・防災倉庫を設置する校区・地区数 150 × 3 枚 ・（公民館 150 + 空港周辺共同利用会館 19） × 1 枚
トラロープ	619巻	・防災倉庫を設置する校区・地区数 150 × 3 巻 ・（公民館 150 + 空港周辺共同利用会館 19） × 1 巻
コンテナボックス	150個	・防災倉庫を設置する校区・地区数 150 × 1 個
懐中電灯	150個	・防災倉庫を設置する校区・地区数 150 × 1 個

（3）地域防災計画における公的備蓄の品目及び計画数量等について

地域防災計画における公的備蓄の品目について、食料では、保存用食料（ご飯）は、食器不要で加水・加熱せずに食べられ、また、リゾット、カレーライス、パスタなど複数の種類を配置するなど工夫されていた。

一方、生活必需品では、国の大規模地震・津波災害応急対策対処方針（令和元年5月27日）で、発災時に必要不可欠と見込まれる物資として記載され、プッシュ型支援で供給される基本8品目と比較してみると、大人用おむつとトイレトペーパーが本市には備蓄されていない。

次に、計画数量の積算基準について見てみると、トイレは、発災から3日間で450,000回と想定し、334,300回分を携帯トイレで、140,000回分を簡易トイレで確保するとしている。簡易トイレは52個準備されていることから179.49人 × 5回/日 × 3日 × 52個で140,000回の計算となるが、1人の1回のトイレ使用時間を計算すると96秒となり、現実的でない。なお、簡易トイレ専用の凝固剤（140,000個）は、本市導入の簡易トイレ以外でも凝固剤としての利用は可能とのことである。

粉ミルクの想定対象者は330人とし、これは震災時の想定避難者約30,000人 × 人口における0歳児の割合により算出したものとしているが、福岡市統計書による平成29年10月1日現在の推計人口から計算した0歳人口の割合は0.89%となり、積算基準に当てはめて計算すると267人となる。

紙おむつの想定対象者は500人とし、これは震災時の想定避難者約25,000人 × 人口における0歳と1歳児の割合により算出したものとしているが、同様に計算すると1.82%となり、積算基準に当てはめて計算すると455人となる。

生理用品の想定対象者は、7,050人とし、これは震災時の想定避難者約25,000人 × 人口に対する10歳～54歳女性の割合により算出したものとしているが、同様に計算すると29.38%となり、積算基準に当てはめて計算すると7,345人となる。計画数量を計算すると41,132枚となり、計画上1,132枚足りないこととなる。

さらに、軍手、ターポリン担架は地域防災計画には記載されていなかったが、配置されていた。

(4) 女性や乳幼児、高齢者、障がい者などに配慮した備蓄について

地域防災計画では、被災者への支援対策を充実するため、食料や生活必需品の備蓄・調達、避難対策、要配慮者対策等について必要な整備を行うとしており、食料については、アレルギー対応の白粥、ゼリー飲料及び乳幼児用の粉ミルクなど高齢者や乳幼児に配慮した備蓄が一定程度なされている。生活必需品では、乳幼児の使い捨て哺乳瓶及び紙おむつと女性用の生理用品が配置されていた。

なお、平成31年3月から発売されている「乳児用液体ミルク」について、調乳する必要がなく、水や燃料の確保が難しい災害時に役立つとされ、他都市では導入が進められており、本市でも導入に向けた検討が行われている。

毛布については、地域防災計画上の品目ではアルミブランケットを備蓄するようになっており、毛布は記載されていないが、他の政令市では、「0～9歳まで」と「65歳以上」の人口の割合に応じて毛布を備蓄しているところもある。

なお、地域防災計画では毛布の配布について「区内で保管している毛布を利用する。なお、不足した場合は、日赤福岡市地区本部に協力依頼する。」となっており、本市の災害対策本部では、全市で約3千枚（令和2年2月末現在）の毛布を保管している。

また、国の「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（平成25年5月）では、避難者の受入れに当たり、乳幼児連れ、単身女性や女性のみ世帯等のエリアの設定、間仕切り用パーティション等の活用等、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講じることとされており、本市では、校区防災倉庫一つにつき、マルチルーム2張と段ボール間仕切り（4㎡）が10台備えられている。

(5) 帰宅困難者への対応について

地域防災計画では、帰宅困難者を最大約19万人、このうち職場・学校などに滞在可能な通勤・通学者を除いた帰宅困難者を3万8千人と見込んでいるが、公的備蓄品の配分対象者には含まれていない。

なお、帰宅困難者対策として、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を行うことや、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すこととしており、13の企業等と帰宅困難者支援に関する応援協定を結んでいる。

(6) 災害対応従事者の食料等の備蓄について

国が定めた大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引きでは、業務継続計画に必ず定めるべき特に重要な6要素の一つとして、業務を遂行する職員のための水、食料等を確保するとされている。また、福岡県備蓄基本計画（平成26年3月）では、公助による備蓄・調達の中で災害対応職員を対象とした3日分以上の飲料水、食料、生活物資の備蓄に努めるとしている。

本市では、本市業務継続計画において発災後、非常時優先業務に従事する職員用の食料、飲料水等の整備については、必要量や配置場所等を含め、備蓄の実施について検討するとされているが、調査時点においては、一部の区災害対策本部及び消防局が独自で災害対応職員用の食料を備蓄しているのみであった。

(7) 地域防災計画の公的備蓄以外で各局区等が独自に保管している備蓄品について

地域防災計画の公的備蓄以外に所属独自で保管している災害用備蓄品（食料及び生活必需品）は、総務企画局外6局区が備蓄しており、その主な用途は避難者及び帰宅困難者用 34.6%、災害従事職員用 28.8%となっていた。

また、区災害対策本部では、避難者等用として独自に備蓄を行っている区と行っていない区があった。独自に備蓄を行っている区は、その理由として、被災した他都市の状況から区役所への避難者に備えるためや、想定される災害の種類など区の特性等を踏まえ物資の手配を行うためとしている。一方、独自に備蓄を行っていない区は、その理由として、地域防災計画の公的備蓄と独自備蓄の位置づけが不明であることや、保管場所や予算の問題としている。

さらに、避難者等用の独自の備蓄の状況が区ごとに異なることについて、7区のうち5区が市で共通の対応となるよう方針が必要と考えている。

所属ごとの独自に保管している備蓄品の品目及び数量等は次のとおりである。

ア 独自備蓄一覧（調査票(令和元年6月1日現在)による)

(単位：個)

所属		用途 (使用対象者)	品目	数量
総務企画局	東京事務所	東京事務所職員 中央省庁等派遣職員	非常食（アルファ米）	200
			保存水	84
			簡易トイレ	200
			毛布	18
			簡易寝袋	18
保健福祉局	総務課	被災者（小規模災害）	圧縮毛布	110
住宅都市局	住宅管理課	避難入居者	寝具	12
			ごみ袋	39
		一時使用, 避難入居者	照明器具	11
			ガスコンロ	5
消防局	警防課	災害従事職員	アルファ米	300
			レトルトご飯	150
			ミネラルウォーター（2L）	204
			ミネラルウォーター（500ml）	120
			保存パン	150

所属		用途 (使用対象者)	品目	数量
中央区役所	地域支援課	帰宅困難者	毛布	50
南区役所	総務課	災害従事職員	発電機	1
			ハロゲン投光器セット	2
		避難者	アルミシート	190
		避難者及び災害従事職員	保存水(500ml)	456
			長期保存用野菜スープ	30
			備蓄用レトルトシチュー	60
			即席カレー	24
			和風リゾット	50
避難者及び帰宅困難者	毛布	265		
城南区役所	総務課	災害従事職員	アルファ米五目ご飯	150
			水	192
			白粥	100
			サバイバルパン	72
早良区役所	総務課	避難者	水	720
			アルファ化米飯	200
			味付きご飯	240
			即席パスタ	100
			缶入りパン	360
			フリーズドライビスケット	384
			エアーマット	240
			毛布	250

イ 独自備蓄品の使用者の構成比(調査票(令和元年6月1日現在)による)

使用対象者	構成比
避難者	30.8%
避難者及び帰宅困難者	1.9%
帰宅困難者	1.9%
避難者及び災害従事職員	9.6%
災害従事者	28.8%
東京事務所	17.3%
避難入居者	9.6%
合計	100.0%

2 備蓄品の在庫管理の状況

(1) 調査票調査の結果

市民局防災・危機管理課は、集中備蓄及び分散備蓄ともに同課が管理しているとしている。しかしながら、分散備蓄の備蓄場所の調査票調査では、福岡市民防災センター、人権のまちづくり館及び保育所が在庫管理を行っているとし、公民館（149 館）では約 8 割が、区役所では 5 区が在庫管理を行っているとしている。

また、校区防災倉庫の備蓄品については、市民局が教育長から公有財産の使用承認を受け小学校の敷地内に設置しているが、設置者である市民局は、備蓄品の在庫管理を行っていない。なお、校区防災倉庫の備蓄品は地域の防災訓練等に使用でき、使用により消耗した物資については、使用者が補充する運用となっている。

在庫管理及点検の調査票調査の結果は次のとおりである。

調査票調査結果一覧

区分		在庫管理	
		している	していない
埋蔵文化財センター月隈収蔵庫 呉服町ビジネスセンター地下 1 階 福岡市役所 2 階		3	0
	構成比	100.0%	0.0%
福岡市民防災センター		1	0
	構成比	100.0%	0.0%
公民館等（149箇所）※1		121	27
	構成比	81.8%	18.2%
		117	30
	構成比	79.6%	20.4%
人権のまちづくり館（2箇所）		2	0
	構成比	100.0%	0.0%
校区防災倉庫（146箇所）		0	146
	構成比	0.0%	100.0%
保育所（7箇所）		7	0
	構成比	100.0%	0.0%
区役所（7箇所）※2		1	0
	構成比	100.0%	0.0%
		5	2
	構成比	71.4%	28.6%

※1 回答の不備により 1 館を除く 149 箇所。うち食料なし 1 館、生活必需品なし 2 館。

※2 食料の備蓄対象区は 1 区のみ。

(2) 実地調査の結果

ア 在庫管理について

実地調査を行った32箇所（校区防災倉庫を除く）のうち、数量の受払を帳簿で管理していたのは12箇所（37.5%）であり、帳簿と在庫数量が一致していない事例や現物が確認できなかった事例などが見受けられた。

備蓄場所ごとの詳細は次のとおり。

(ア) 埋蔵文化財センター月隈収蔵庫

埋蔵文化財センター月隈収蔵庫の備蓄品の在庫の受払は、出納簿で管理されていたが、一部に、出納簿残高と在庫数量の不一致等が見受けられた。

1：帳簿と在庫数量が一致していない又は出納簿に記載がないものがあった。（令和元年11月11日現在）一致していないものは次のとおりである。

品目		単位	出納簿残高（A） （令和元年10月末現在）※	在庫実数（B） （令和元年11月11日現在）	差 （B－A）
食料	水	本	280,824	280,993	169
	ご飯				
	味付きご飯	食	101,266	101,487	221
	カレーライス	食	26,860	26,000	△ 860
	パスタ	食	28,600	28,850	250
	パン	食	52,822	50,826	△ 1,996
	白粥（アレルギー対応）	食	33,940	33,707	△ 233
	ゼリー飲料	食	29,806	29,219	△ 587
資機材 （生活必需品を含む）	携帯トイレ（便袋）	袋	308,800	307,100	△1,700
	簡易トイレ				
	ラップポン本体	台	出納簿なし	52	－
	ラップポン手すり	台	出納簿なし	52	－
	（ラップポン消耗品）	回分	140,000	138,000	△ 2,000
	歯ブラシ・歯磨き粉				
	歯ブラシ	個	25,000	28,000	3,000
	歯磨き粉	個	25,000	24,768	△232
	紙おむつ	枚	15,000	18,320	3,320
	生理用品	枚	40,000	39,952	△ 48
アルミブランケット	枚	24,800	24,799	△ 1	
ブルーシート	枚	出納簿なし	139	－	
トラロープ（50M）	巻	出納簿なし	166	－	
コンテナボックス	個	出納簿なし	3	－	
軍手	双	出納簿なし	42	－	

※10月末から11月11日の間の帳簿に増減の記載はなし

(イ) 公民館

実地調査を行った公民館 18 館のうち、備蓄品の在庫の受払を、帳簿で管理していたのは 3 館のみであり、一部で、次のような事例が見受けられた。

- 1：白粥の備蓄目標数量は 50 食（令和元年の有効利用目標数 10 食を除くと 40 食）であるが、1 年分多く有効活用したため、保管している数量が 30 食である館が、3 館あった。

(ウ) 校区防災倉庫

校区防災倉庫の備蓄品は地域の防災訓練等に使用でき、使用により消耗した物資については、使用者が補充する運用となっているが、実地調査を行った 17 館のうち、3 館で次のような事例が見受けられた。

- 1：地域の訓練で使用したカセットガス 2 本が、実地調査日（令和元年 11 月 6 日）現在、補充されていなかった。（令和 2 年 3 月 10 日補充済み）
- 2：自治会のイベントで使用するため令和元年 11 月 2 日に持ち出したカセットガス 15 本が、実地調査日（令和元年 11 月 6 日）現在、返却されておらず、1 本も確認できなかった。（同月 27 日に返却及び補充済み）
- 3：地域の行事で使用したカセットガス 3 本が、実地調査日（令和元年 11 月 7 日）現在、補充予定で確認できなかった。（令和 2 年 3 月 10 日補充済み）

(エ) 区役所

実地調査では、7 区のうち 5 区で、備蓄品の在庫の受払を帳簿で管理していたが、一部で毛布の正確な在庫数量が確認できない事例や携帯トイレの在庫が無かった事例が見受けられた。

- 1：各区に分散備蓄している携帯トイレ（便袋）1,000 袋について、耐用年数の到来まで約 2 年あったが、平成 29 年度に備蓄の必要性や携帯トイレの使い方の周知を目的として防災訓練の参加者に配布したため、在庫がない区（1 区）があった。
- 2：棚に保管している毛布について、一袋に 1 枚から 3 枚入っている状態で積み重ねてあり、正確な在庫数を確認できなかった区（1 区）があった。

イ 消費期限・使用期限の管理について

実地調査を行った32箇所（校区防災倉庫を除く）のうち、帳簿等で消費期限等を管理していたのは19箇所（59.4%）であり、次のような事例が見受けられた。

（ア）埋蔵文化財センター月隈収蔵庫

埋蔵文化財センター月隈収蔵庫では、帳簿で消費期限等を管理しており、実地調査においても期限切れの事例は確認されず、おおむね良好であったが、一部で、次のような事例が見受けられた。

1：平成30年3月に納品された非常用保存食（パスタ）28,800食は、24箱（1,200食）をパレット積みし、4側面に品名・賞味期限が記された紙を貼付の上、ラップ巻きで収納されていたが、4側面の賞味期限（2025年1月）と各箱に記載された賞味期限（2024年10月や同年12月）が一致していないものがあった。



（イ）区役所・公民館

区役所では7区のうち5区で、公民館では実地調査を行った18館のうち7館で、帳簿で消費期限等を管理しており、実地調査においても期限切れの事例は確認されず、おおむね良好であったが、平成24年8月に公民館等に分散備蓄した携帯トイレ（便袋）について、次のような事例が見受けられた。

1：平成24年8月に公民館等に分散備蓄した携帯トイレ（便袋）（24,000袋）の耐用年数は7年となっており、令和元年8月で配備から7年を経過していた。

ウ 有効活用について

消費期限のある保存食は、毎年度末に入れ替えを行っており、入れ替えに関する通知の中で、消費期限のある保存食等の有効活用を呼び掛けている。具体的には、翌年度末までに消費期限の到来する保存食を当該年度内に地域の防災訓練等で有効活用するよう記載している。

3 備蓄場所の管理状況

(1) 表示及び施錠について

備蓄品の保管場所とわかる表示の有無については、公民館の約4割、人権のまちづくり館の5割、保育所の約4割及び区役所の生活必需品の約8割などで表示が無く、埋蔵文化財センター月隈収蔵庫及び福岡市役所2階では表示がなかった。

また、実地調査において、専用の防災用品庫がなく、特に表示のない作り付けの倉庫や押し入れに収納していることから、施設職員以外は備蓄場所がわからない公民館もあった。

保管場所の施錠については、公民館の約3割、人権のまちづくり館の5割、保育所の約8割及び区役所の生活必需品で約4割が施錠していなかった。

調査票調査結果一覧

区分		保管場所の表示		施錠	
		あり	なし	あり	なし
埋蔵文化財センター月隈収蔵庫	食料	0	1	1	0
	生活必需品	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
呉服町ビジネスセンター地下1階	食料	1	0	1	0
	生活必需品	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
福岡市役所2階	食料	0	1	1	0
	生活必需品	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
福岡市民防災センター	食料	1	0	1	0
	生活必需品	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
公民館等(149箇所)※1	食料	91	57	99	44
		61.5%	38.5%	66.9%	29.7%
	生活必需品	86	61	106	41
		58.5%	41.5%	72.1%	27.9%
人権のまちづくり館(2箇所)	食料	1	1	1	1
	生活必需品	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
校区防災倉庫(146箇所)	生活必需品	144	2	146	0
	食料	98.6%	1.4%	100.0%	0.0%
保育所(7箇所)	食料	4	3	1	6
	生活必需品	57.1%	42.9%	14.3%	85.7%
区役所(7箇所)※2	食料	0	1	0	1
		0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
	生活必需品	1	6	4	3
		14.3%	85.7%	57.1%	42.9%

※1 回答の不備により1館を除く149箇所。うち食料なし1館、生活必需品なし2館。

※2 食料の備蓄対象区は1区のみ。

(2) 倉庫内の整理整頓について

実地調査において、備蓄場所が整理整頓されておらず、改善すべき事例が多数見受けられた。備蓄場所ごとの詳細は次のとおり。

ア 呉服町ビジネスセンター地下1階

倉庫全体で廃棄すべきと思われる物資が多くあり、埃がしており、整理整頓されていなかった。また、倉庫内は保健福祉局ほか他局区の物資も保管されており、次のような事例が見受けられた。

- 1：平成17年福岡県西方沖地震の際、かもめ広場の仮設住宅から撤収されたと思われる物資が放置されたままであり、その中には賞味期限が2006年7月17日のベビーフードもあった。
- 2：保健福祉局所管の使用不能の布団、毛布、枕等が山積みされたままとなっていた。
- 3：高く積み上げられた保健福祉局所管の衛生資材（シューズカバー等）の入った段ボールが倒れかかっており、危険な状態であった。
- 4：所管が不明の物資（自転車等）があった。

事例1



事例2



事例3



事例2



イ 公民館

実地調査を行った18館のうち、14館では整理整頓されていたが、4館において次のような事例が見受けられた。

- 1：倉庫室内で、備蓄品の手前に公民館の物品が置いてあり、備蓄品が容易に取り出せない公民館があった。
- 2：公民館に配備となっている携帯トイレが小学校の倉庫に保管されており、他の物資に紛れていて、探し出すのに時間を要した。なお、倉庫内の備蓄品置き場までの通路は椅子等を置いて狭くなっていた。
- 3：館長・主事ともに携帯トイレが配備されていることを知らず、探し出すのに時間を要した館があった。

ウ 区役所

実地調査を行った7区のうち、5区では保管場所が整理整頓されていたが、整理整頓されていない区が2区あった。また、そのうち1区は、備蓄資材が所定の場所に無かった。

- 1：投光器セットを保管しているキャビネットの扉の前に段ボールを置いていて、扉がすぐには開けられない状態であった。また、投光器と書かれた紙がキャビネットの扉に貼られていたが、外れかけていた区があった。
- 2：区の公文書を保管している地下書庫に携帯トイレが保管されているが、整理整頓されておらず、似たような段ボールがいくつもありわかりにくく、1箱は発見できない区があった。
- 3：担架が所定の位置になく、探し出すのに時間を要した区があった。

事例1



事例2



(3) 停電時の対応について

発災により停電した場合の備蓄品の搬出時の照明について、実地調査を行ったほとんどの施設で施設内の事務所や備蓄場所に懐中電灯を備えていた。しかしながら、公的備蓄品の約9割を保管している埋蔵文化財センター月隈収蔵庫では、備蓄倉庫内に懐中電灯が備えられてはいるが、非常用電源は設置されていなかった。また、公民館では懐中電灯の保管場所を一部の職員しか把握しておらず、情報共有されていない館があった。

(4) 備蓄場所の選定について

地域防災計画の避難所一覧に記載されている災害種別毎の指定によると、分散備蓄場所となっている公民館（150 箇所）のうち、災害の種類によっては避難所とならない公民館が 41 箇所（27.3%）、又は建物の2階以上が避難所となる公民館が62 箇所（41.3%）となっている。実施調査におけるヒアリングによると、1階建てのため、やむを得ず1階に保管しているところや2階建てだが保管スペースが確保できず1階に保管しているという公民館があった。

また、公的備蓄を含め本市の防災物資が多く収納されている呉服町ビジネスセンター地下1階も浸水想定区域内である。

市民局防災・危機管理課では今後、建物強度の調査を実施し、備蓄場所としての適否を判断する予定となっている。

ア 災害種別ごとの指定箇所数（公民館）

（単位：箇所）

区分	災害種別ごとの指定					計
	浸水	土砂	高潮	地震	津波	
避難不可	3	2	32	—	4	41
2階以上に避難	20	6	32	—		58
3階以上に避難			4	—		4

4 備蓄品等の調達状況

本市では、平成28年4月の熊本地震の教訓を踏まえ、平成29年度に地域防災計画の見直しを行い、備蓄数量をそれまでの想定避難者数12,500人(25,000人の半数)の1日分(3食)にあたる37,500食から現在の270,000食に、簡易トイレを24,000袋から334,300袋へなど備蓄品の増強を図ったことにより、平成29年度の契約金額が増えているものである。

平成26年度から同30年度までに市民局が購入した公的備蓄(保管庫や備蓄場所の経費も含む)の契約金額は269,218,007円であった。詳細は次のとおりである。

(1) 食料

(単位：円)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
保存用飲料水	507,060	480,017	5,132,160	8,878,596	3,523,589	18,521,422
保存用食料(ごはん)	0	0	10,108,800	40,151,103	8,740,386	59,000,289
保存用食料(パン)	1,588,788	1,622,592	5,870,880	12,526,617	3,895,186	25,504,063
保存用食料(白粥)	330,480	289,591	1,383,026	3,434,191	1,303,472	6,740,760
ゼリータイプ栄養補助食品	0	0	0	2,883,600	2,851,200	5,734,800
粉ミルク	0	0	0	379,362	379,362	758,724
粉ミルク(アレルギー対応)	0	0	0	36,353	82,620	118,973
合計	2,426,328	2,392,200	22,494,866	68,289,822	20,775,815	116,379,031

(2) 資機材(生活必需品を含む)

(単位：円)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
簡易トイレ(便袋)				22,800,960		22,800,960
簡易トイレ(箱型トイレ)				24,557,644		24,557,644
使い捨て哺乳瓶				1,244,699		1,244,699
歯ブラシ				2,106,000		2,106,000
紙おむつ(乳児用)				351,000		351,000
生理用品				615,600		615,600
アルミブランケット				20,547,000		20,547,000
ランタン(手動)				703,317		703,317
発電機(ガス式)				14,601,600		14,601,600
コードリール				1,033,344		1,033,344
投光器				1,445,040		1,445,040
投光器用三脚				1,091,880		1,091,880
マルチルーム(着替え等用)				11,447,676		11,447,676
段ボール間仕切り				14,260,860		14,260,860
カセットコンロ				1,293,883		1,293,883
カセットガス				175,024		175,024
ブルーシート				385,786		385,786
トラロープ				307,741		307,741

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
コンテナボックス				265,464		265,464
懐中電灯				611,280		611,280
発泡スチロールボックス（蓋付）				87,912		87,912
軍手				63,150		63,150
合計				119,996,860		119,996,860

(3) 平成26年度以前に購入し、同24年度に配備されたもの（単位：円）

区分	23年度	24年度	合計
ターポリン担架	4,014,360		4,014,360
簡易トイレ（便袋）		3,726,000	3,726,000
合計	4,014,360	3,726,000	7,740,360

(4) 防災倉庫等の調達について

（単位：円）

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
校区防災倉庫				24,260,796		24,260,796
防災用品物置				6,508,080※		6,408,720
合計				30,768,876		30,768,876

※3段スチールラックの購入分99,360円を含む

(5) 備蓄場所の負担金等について

（単位：円）

区分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
負担金	呉服町ビジネスセンター 地下1階の負担金	291,168	291,168	291,168	291,168	291,168	1,455,840
委託料	備蓄物資の校区防災倉庫 への配送				680,400		680,400
合計		291,168	291,168	291,168	291,168	291,168	2,136,240

5 備蓄品の供給体制の現状

災害対策本部の組織のうち、市民局防災・危機管理課、物資調達・輸送チームの主管局であることも未来局及び各区（災害対策本部）への備蓄物資の供給体制に関する調査票調査及び実施調査の結果は次のとおりである。

（１）災害時応援協定について

地域防災計画では、災害時に調達する物資について、災害時応援協定を締結している企業等から調達物資に関する情報を定期的に把握し、また、発災時における確実な物資の調達のため、企業等とのさらなる協定締結を推進していくこととしている。

令和元年10月7日現在、生活必需品の調達先として15の企業等と食料、飲料水並びに日用品等の供給及び避難所等への搬送等の災害時応援協定を結んでいる。

また、災害応急業務に必要な資機材や生活物資等の輸送及び物資の集積拠点での荷捌きの荷役の提供等の協定先として5企業等と協定を結んでいる。

このうち、19の協定を結んでいる市民局防災・危機管理課では、災害時応援協定に基づく調達物資（流通備蓄）の数量について、必要に応じ対応するとして、定めていない。

また、国や自治体等からの救援物資も含めた調達物資の受け入れ体制について、集積拠点から各避難所等への輸送体制を定めたものはなく、地域防災計画において、救援物資の二次集積拠点として「民間の物流倉庫等」と記載しているが、候補地はあるものの具体的な場所は現時点では決定していない。

なお、市民局防災・危機管理課では、災害時応援協定を締結している企業等と毎年4月に相互で担当者の確認を行い、一覧表として管理している。

（２）物資調達・輸送チームについて

地域防災計画では、災害対策本部を設置したときは、迅速かつ効率的な災害対応のため、必要に応じて機能別チームを編成するとなっている。子ども未来局を主管局とする物資調達・輸送チームは、協定に基づく食料・生活必需品等の調達や物流事業者等と連携した救援物資の供給等に関する事務を担当することとなっており、物資に係る統制の全般を担うことになっている。

物資調達・輸送チーム（子ども未来局、農林水産局、道路下水道局、港湾空港局）内での役割分担、各区災害対策本部や各避難所との連携及び物資が有効に供給される仕組みの構築等に関する具体的な計画、マニュアルが、市民局及び子ども未来局のどちらでも作成されていなかった。

（３）区災害対策本部について

ア 物資の調達・供給の体制について

調査票調査では、物資の調達や供給について、7区で課題があるとし、そのうち6区で物資調達・輸送チーム及び市民局防災・危機管理課との連携に課題があると回答している。

具体的には、平成30年7月豪雨の際に、物資や避難所運営職員の輸送について、道路の混雑で長時間を要したことから、車両の確保や輸送方法の検討の必要性を挙げている。

また、大規模災害時の二次集積所の整備が進んでいないことや在宅避難者、車中泊者のニーズの把握や物資の提供方法を課題としている区もあった。

イ 自主防災組織との連携について

調査票調査では、校区防災倉庫の管理について、各区災害対策本部の全てが、効果的に管理ができるため、在庫管理の主体としては、校区自主防災組織が適していると回答している。その理由としては、校区の小学校に設置されている校区防災倉庫（分散備蓄）の物資は地域の防災訓練等に使用でき、校区の防災研修会や防災訓練等で定期的に倉庫内の物資を確認・使用することで、物資の管理状況の把握や有事の際のスムーズな使用が可能であるなどとしている。

また、自主防災組織が実施する防災訓練を把握している区は3区であり、自主防災組織が独自に備えている備蓄品を把握している区は無かった。

(ア) 校区防災倉庫の管理について

区分	校区自主防災組織	左記以外	計
効果的に管理できるのは	7	0	7
どこか			
構成比	100.0%	0.0%	100.0%

(イ) 自主防災組織が実施する防災訓練の把握

区分	している	していない	計
防災訓練の把握	3	4	7
構成比	42.9%	57.1%	100.0%

(ウ) 自主防災組織が備えている備蓄品の把握

区分	している	していない	計
備蓄品の把握	0	7	7
構成比	0.0%	100.0%	100.0%

(4) 過去の災害時の実績について

各備蓄場所における備蓄品の使用実績（平成 28 年 4 月 1 日から令和元年 5 月末の間に発生した災害等）は次のとおり。

ア 公的備蓄の供給実績

平成 30 年 7 月豪雨では、市が避難指示を出し、多くの避難所が開設されたが、当時は、風水害では弁当を提供する取り扱いであったが、一部の避難所では備蓄品を使用していた。

公的備蓄供給実績一覧（平成 30 年 7 月豪雨）

備蓄場所	品名	数量	備蓄場所	品名	数量
三筑公民館	毛布	1 枚	有住公民館	水	1 本
平尾公民館	毛布	2 枚		缶パン	2 個
鶴田公民館	水	不明	金武公民館	水	131 本
南片江公民館	水	15 本		パン	83 個
	和風リゾット	7 個		白粥	10 食
早良公民館	洋風リゾット	3 個	西陵公民館	水	72 本
	水	24 本		パン	24 缶
野芥公民館	缶詰パン	24 個	福重公民館	水	10 本
	水	48 本	愛宕公民館	洋風リゾット	1 食
パン	29 食	和風リゾット		1 食	
	味付きごはん	24 食	西都公民館	パン	3 食

イ 公的備蓄以外の弁当等の供給について

本市では近年まで、公的備蓄の提供は震災時を想定しており、風水害では弁当を提供する取り扱いとしていたが、平成30年10月に災害の種類を問わず、区災害対策本部において、食料の提供が必要と判断した場合は、備蓄食料及び弁当を提供する取り扱いへと変更し、さらに令和元年11月に食料の提供が必要な場合は、避難所開設から3日目までは備蓄食料を、4日目以降は弁当の提供もできると変更している。

また、災害時の弁当の調達は、こども未来局（物資調達・輸送チーム主管局）が(株)プレナスに協力を依頼し、提供されている。

なお、平成30年7月豪雨の際の避難所へ弁当の供給について、7区のうち5区が配達までに時間を要したことを課題としている。

28年度以降の弁当の供給実績は次のとおりである。

(契約書等から監査事務局作成)

年度	支払金額	契約形態	納品日	内訳	支払担当課	相手方
31	実績なし					
30	729,210円	単価契約	平成30年 7月6日	指令書1号~4号の内容 42箇所の公民館等の避難者用 ・各種弁当, おにぎり: 1,836個 ・ペットボトル, 各種お茶: 1,202本 ・スープ, 豚汁: 464個 合計3,502品	こども未来局 事業企画課	(株)プレナス
29	実績なし					
28	830円	不明	平成28年 6月22日	笹丘公民館分	中央区 地域保健 福祉課	(株)プレナス
	500円	不明	平成28年 6月22日	笹丘公民館分	中央区 地域保健 福祉課	(株)プレナス

ウ 公民館での公的備蓄等の供給について

過去に弁当及び公的備蓄の提供を行った実績のある公民館の実地調査において、公民館職員や自治協議会のメンバー等には公的備蓄の提供の判断基準等が周知されていないことや避難所運営職員の知識不足、また、問い合わせを受けた災害対策本部の対応等について、改善すべき事例などが見受けられた。

公民館職員へのヒアリングの主な内容は次表のとおりである。

ヒアリングの主な内容（平成30年7月豪雨）

- 1：備蓄品に加え、自治協経費でコンビニのおにぎり等を調達し、避難者に提供した。備蓄品の使用について避難所運営職員では判断できず、自治協議会で判断し提供を決めた。
- 2：区に問い合わせたが、弁当の提供ができないとの回答だったので自治協議会経費でおにぎり等を調達し提供したが、他区では弁当を提供していた。区で対応が違うのは問題がある。
- 3：地震ではなく水害による避難であったため、使用してよいのかわからなかったが、水のみ使用した。
- 4：手配した弁当がなかなか公民館に届かなかったため、避難者を待たせるわけにもいかず、備蓄品を使用した。また、時間がかかったことで避難者の人数が増加し、食事数が足りないことがあった。

6 市民・企業等への災害備蓄の必要性等の周知状況

地域防災計画では、災害に備え、災害時に必要となる食料、資機材について、市民及び企業等に対して必要な備えを呼びかけることとしており、市民及び企業等は、食料、飲料水その他の生活必需品を最低3日分備蓄するよう努めなければならないとしている。

市民局防災・危機管理課では、毎年9月1日から7日までを「福岡市備蓄促進ウィーク」と定め、家庭や職場での備蓄促進や防災意識の高揚のため、備蓄促進キャンペーンや防災キャンプなどの取り組みを行っているほか、過去の災害事例や身近にできる防災対策等について、出前講座を実施しており、その際、本市の備蓄場所や備蓄品についての周知を行っている。

また、区役所7区のうち、6区が校区等の防災訓練で自主備蓄の必要性について、周知を行っており、避難所生活において必要と思われるもののリストを作成し、説明している区もあった。

出前講座の実施状況及び区役所における市民への自主備蓄の啓発等の取り組み状況は次のとおり。

(1) 出前講座実施状況

年度	30	29	28	27	26
回数	165	103	159	67	60
参加人数	8,713	4,792	7,157	2,992	2,810

(2) 区における本市の備蓄状況及び市民の自主備蓄の必要性等の周知について

区分	している	していない	計
市民への本市の備蓄状況の周知	4	3	7
構成比	57.1%	42.9%	100.0%
市民の自主的備蓄の必要性の周知	6	1	7
構成比	85.7%	14.3%	100.0%
啓発（市民及び事業所の認識を高める取り組み）	5	2	7
構成比	71.4%	28.6%	100.0%

監査委員の意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、「地域防災計画における備蓄品の管理状況及び物資の調達・供給の仕組みについて」をテーマとした監査の結果に関する報告に添えて、意見を提出する。

近年は、平成23年に発生した東日本大震災や平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年の台風19号の襲来など、大規模な自然災害が数多く発生している。

国においては、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、平成24年6月に地方公共団体の応援に関する措置の拡充や災害対策に必要な物資等の供給及び運送に関する措置など多岐にわたり災害対策基本法が改正され、平成28年熊本地震において、被災地の要望を待たずに支援物資を調達・輸送するプッシュ型の物資支援を本格的に実施されたところである。また、本市では熊本地震の教訓を踏まえ、平成30年6月に福岡市地域防災計画を見直し、公的備蓄の計画数量等を変更したところであるが、その後も平成30年7月豪雨などの災害が発生しており、災害への備えはますます重要になっている。

そのため、発災後、必要な物資を迅速かつ確実に避難者へ届けることができるよう、公的備蓄を適切に配備、管理するとともに速やかに供給できる体制を構築する必要がある。

本市では、災害用の備蓄に関して、平成29年より毎年9月1日から7日までを備蓄促進ウィークと定め、家庭や職場での備蓄促進を図るとともに、公的備蓄については、熊本地震の教訓を活かし備蓄数量の算定方法等を見直し、備蓄品を増強しており、今回の行政監査において、福岡市地域防災計画に基づいた品目及び数量がおおむね配置されていることが確認できた。

一方で、前述の監査結果に記載のとおり、地域防災計画上、不足すると考えられる品目や備蓄数量の根拠が明確でないもの、備蓄品の在庫管理及び備蓄場所の管理の一部に改善を要する事例が見受けられた。また、流通備蓄の調達・供給及び本市災害対策本部内の連携においても課題が見受けられた。

所管部局におかれては、今回の監査結果を真摯に受け止め、発災後直ぐに備蓄物資を迅速かつ確実に避難者等に供給できる体制を構築するため、以下に掲げる事項について検討し、改善に取り組まれることを要望する。

1 備蓄計画の品目の工夫と備蓄計画書の作成の検討

今回、公的備蓄について、主に地域防災計画における備蓄品の品目及び数量等について確認したが、近年の発災時において必要不可欠と見込まれ、計画上に無い品目、数量の積算根拠が不明な品目及び備蓄品の配分対象とすべき帰宅困難者などが見込まれていないなど改善すべき点が見受けられた。

また、発災後直ぐに必要なもの、し尿の処理に係る物資の配備について、国のガイドラインでは、トイレの待ち時間に留意し、避難者数に見合ったトイレの個数と処理・貯蔵能力を確保することが重要としている。本市においてもマンホールトイレの整備状況などを考慮し、改めて必要な数量を算出し、整備の検討が必要であると考えられる。

本市の地域防災計画には備蓄計画はあるものの、必要品目の考え方、必要数量の積算根拠及び更新時期など備蓄のあり方を体系的にまとめたものとはなっておらず、発災後直ぐに備えておくべき公的備蓄物資を迅速かつ確実に供給できる体制を構築するためには、必要備蓄数量の確保及び備蓄物資の質の向上、さらには被災者支援に係る国の動向及び各種団体との協定の内容等を踏まえた備蓄を行うことが不可欠であり、数年ごとに見直しを図ることが必要であることから、充実した形で

適宜更新可能な備蓄計画書を新たに作成することが望ましいと考えられる。

2 備蓄品の管理

市民局は、集中備蓄品及び分散備蓄品ともに市民局の管理とされている。

一方で、校区防災倉庫の備蓄品は地域の防災訓練等に使用でき、使用により消耗した物資については、使用者が補充する運用を行っているが、補充について、確認していない。また、備蓄品の最終的な処分（有効利用及び廃棄）は各施設管理者に任せている。これらのことから、備蓄品について、市は定期的な管理を行っておらず、十分に管理しているとは言い難い。

また、調査票では、市民防災センター、人権のまちづくり館及び保育所は在庫管理を行っているとし、公民館（149館）では、約8割、区役所では5区が在庫管理を行っていると回答している。さらに、各区災害対策本部の全てが、校区防災倉庫の備蓄品の在庫管理については、効果的に管理ができるため、在庫管理の主体としては、校区自主防災組織が適していると回答している。

市民局におかれては、備蓄品の管理に関する役割分担や管理方法に関する考え方を整理するとともに、市民局及び区役所が管理する保管場所においては、使用の都度の確実な数量確認や定期的な棚卸しの実施など、確実な数量把握に努められたい。

3 備蓄場所の管理

呉服町ビジネスセンター地下1階の倉庫内には、複数局区の物資が保管されているが、使用不能と思われる布団等が山積みされたままとなっているほか、高く積み上げられた衛生資材の入った段ボールが倒れかかっているなど危険な状態も見受けられた。施設の管理責任者である市民局におかれては、必要なものと不必要なものを選別し、早急に倉庫内の整理整頓を実施するとともに、倉庫内の環境が安全に保たれるように保管物資の所有局等を指導されたい。

また、区役所及び公民館においても、倉庫等の整理整頓が行われておらず、備蓄品の在りかが直ぐに判明しない事例や、保管庫の扉が障害物で開けにくい事例が見受けられている。発災時に必要な備蓄品が速やかに供給できるよう、整理整頓し備蓄場所を適正に管理されたい。

4 地域防災計画における区災害対策本部独自の備蓄の位置づけ

区災害対策本部では、避難者等用として独自に備蓄を行っている区と行っていない区があったがその目的などが十分整理されていない。また、避難者用の独自の備蓄の状況が区ごとに異なることについて、7区のうち5区が市で共通の対応となるよう方針が必要と考えている。

市民局におかれては、これらの実態を踏まえ、地域防災計画における公的備蓄と各区の独自備蓄の位置づけを整理し、必要な備蓄であれば、目的等を明確にし、地域防災計画に記載されたい。

5 災害対応部署の連携強化

発災直後は、被災自治体として、的確かつ迅速な状況把握が求められ、国や他自治体の支援を受ける場合でも正確な情報提供を行うことにより、効果的な受援が期待される。また、地域防災計画において、災害対策本部を設置したときは、迅速かつ効率的な災害対応のため、必要に応じて機能別チームを編成している。

しかしながら、市民局、関係各局及び各区は、物資が有効に供給される仕組みの構築等に関する具体的な計画、マニュアルをいずれにおいても作成していないなど十分に連携がとれておらず、また、

7区のうち6区は物資調達・輸送チーム及び市民局との連携に課題があると認識している。

市民局におかれては、発災時に速やかに対応できるよう、関係各局及び各区と協議の上、役割分担を明確にし、実効性のある体制となるよう連携を強化されたい。

6 実行性のある流通備蓄

災害時に調達する物資について食料や資機材等の供給や避難所等への輸送などの災害時応援協定を20の企業等と結んでいるが、災害時応援協定に基づく調達物資（流通備蓄）の必要数量について、検討されておらず、また、8協定は10年以上前に結ばれたものとなっている。流通備蓄は公的備蓄の補完的役割を担うものであることから、今般の災害で見えてきた課題から必要とされる物資の種類や物資の性能の向上等によるニーズの変化等も考慮し、これまで締結している協定内容を検証し、実効性のある流通備蓄の確保に努められたい。

7 物資の迅速かつ円滑な集配送に向けた取り組み

国や自治体等からの救援物資も含めた調達物資の集配体制については、集積拠点から各避難所等への輸送体制を定めたものがなく、また、地域防災計画において、救援物資の二次集積拠点として「民間の物流倉庫等」と記載しているが、候補地はあるものの、具体的な場所が未定となっている。

熊本地震の課題としても、必要な緊急物資を必要とされる場所に適時届けるため、集配送拠点の配置や物資の集配送にかかる人員体制の整備が必要とされているところである。

また、国の大規模地震・津波災害応急対策対処方針においても被災市町村の役割として、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され、引渡された物資を避難者に対し供給することや地域内輸送拠点から避難所までの輸送を行うこととされている。

発災直後に、各避難場所まで迅速に支援物資を届けるためには、平時において、輸送拠点から避難所まで物資輸送のための具体的な計画を策定しておくことが重要であることから、迅速かつ確実に集配送できる体制の整備に努められたい。

8 市民・企業への自主備蓄の啓発

市民局では、防災に関する出前講座を実施し、その参加人数も年々増加していることや、また、区役所でも校区等の防災訓練で自主備蓄の必要性について周知していることから、自主備蓄に対する意識も向上していると考えられるが、市民や企業への周知度に関する調査等は行われておらず、啓発効果が把握できていない。啓発活動の効果を検証するため定期的に自主備蓄に関する調査などを行い、さらに積極的な市民及び企業等への自主備蓄の啓発に努められたい。